

さくらキャンパス活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校法人創志学園より、環太平洋大学短期大学部が使用していた「さくらキャンパス」の譲渡についての提案書が宇和島市へ提出されたことを受け、民間、地域の関係者等の意見を幅広く取り入れ、市としての購入、施設の有効活用について検討を行うため、さくらキャンパス活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、その経過及び結果を市長に答申するものとする。

- (1) 施設の有効活用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員10名以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は構成員
- (3) 観光振興に関する団体の役員又は構成員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、検討委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部企画情報課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、第2条各号に掲げる事務の完了の日をもって、その効力を失う。